

◎學校校舍轉用ニ關スル具體的實施要綱(昭和十九年四月一日)

次官會議決定)

一 決戦非常措置要綱第一項(3)ニ依ル學校校舍ノ轉用ニ關シテハ同要綱第一項(1) 常時ノ組織的態勢ノ趣旨ヲ損フコトナキヤウ周到ナル用意ノ下ニ之ヲ考慮スルモノトス

空襲時ニ於ケル轉用ニ付テハ數段階ノ被害狀況ヲ想定シ別途之ヲ考慮ス

二 校舎ヲ轉用スル場合ノ用途ハ概ネ軍教育用、非常用、(非常公用、非常倉庫用、非常病院用等)、軍需工場用、其ノ他緊要ナル用途ノ順位

(十四) 官庁建造物の電線等の転用(昭和十九年九月)

官會九〇號

昭和十九年九月四日

文部大臣官房會計課長(印)

東京音樂學校長殿

官廳建造物ノ電線等ノ轉用ニ關スル件

決戦下緊急官廳營繕材料トシテ各官廳建造物ノ電線等別紙撤去基準ニ依リ回收スルコトト相成タルニ付別紙大藏大臣官房營繕課長ノ照會舊寫御參照ノ上至急關係圖面添付御回報相成度

官廳建造物ノ電線等撤去基準

一、電燈設備

(イ) 廳舎ニ付テハ各省毎ニ概ネ既設燈數ノ半減(可能ナル場合ハ

半減以上)ヲ基準トスルコト(個々ノ室毎ノ撤去率ノ相異ハ各省ノ具體的事情ニ應ジ調製スルコトトスルモ總數ニ付右ノ基準ニ達スルコト)

(ロ) 學校舎ニ付テハ事務室等ハ前號ニ依リ普通教室等ニシテ特ニ夜間使用ノ必要ナキモノハ晝間採光ノ不充分ナラザル限り授業上絕對ニ必要ナルモノヲ雜置スルニ止メ室内電燈ヲ全廢スルコトトシ、講堂道場生徒控所等ノ室内電燈ハ半減又ハ全廢スルモノトス

(ハ) 工場、試験所、官舎、病院其ノ他ニ付テハ事務室等ハ前記(イ)號ニ依ルノ外不急ノモノハナルベク減燈スルモノトス

(ニ) 構内外燈ニシテ燈火管制ニ依リ休燈シアルモノハ之ヲ撤廢スルモノトス

(ホ) 前各號ニ依リ撤去スベキ電線ハ一應容易ニ取外ジ得ルモノヲ對象トシ、建造物ヲ破壊セザレバ撤去シ能ハザルモノ(例ハバ碍子外工事ニ於ケル點換シ能ハザル一階天井裏配線ノ如キ)ハ前記基準ノ減燈ニハ算入セザルモノトス

(ヘ) 前各號ニ依リ撤去スベキ附屬器具ノ範圍ハ碍子、碍管、電線管、線樋、點滅器、開閉器、「シーリングローゼット」、電燈器具、「コンセント」其ノ他ノ配線材料及器具トス

(二、以下省略)

音會一三二號 發送九月十八日

昭和十九年九月十三日起案

官廳建造物ノ電線等ノ轉用ニ關スル件

案
年月日

學校長

文部大臣官房會計課長宛

官廳建造物ノ電線等ノ轉用ニ關スル件

本月九日付官會九〇號ヲ以テ御照會有之タル標記ノ件左記ノ通回答ス

記

一、電燈設備

寄宿舎在舎生徒ノ器樂ノ自習ハ總ヘテ本校各教室備付ノ樂器ヲ使用セシメ午後九時迄ヲ自習時間トシ又現在ニ於テハ通年動員ニ依ル勤勞生徒ハ毎日勤勞終了後登校シ午後九時迄器樂ノ自習時間トシテ勉學ナサシメ殆ンド全館ヲ使用ナスニ依リ絶對必要ナリ

二、動力設備

該當事項ナシ

三、電熱設備

該當事項ナシ

四、電話設備

該當事項ナシ

五、昇降機設備

〃

六、避雷針設備

〃

七、登退廳表示燈設備

〃

(自昭和十八年度至同二十年度國有財産關係 東京音樂學校會計課)

(十五) 第五十六回卒業式における學校長式辭案 (昭和十九年九月)

學校長式辭案

本日茲ニ第五十六回卒業證書授與式ヲ舉行スルニ當リ卒業生並修了生諸子ニ告グ

曩ニ出陣學徒勇躍壯途ニ上リテヨリ諸子ノ先輩並同輩ハ日夜前線ニ活躍大奮闘シツ、アルノ時、諸子又業ヲ了ヘテソノ後ニ續カントシ、或ハ内ニアリテ文教ノ振興ニ得又戰意ノ昂揚ニ挺身奉公セントスルハ洵ニ同慶ノ至リニ堪ヘズ。然ルノミナラス諸子ハ在學中既ニ勤勞動員ニヨリ直接生産戰ニ參加シ學徒タルノ眞面目ヲ遺憾ナク發揮セルハ余ノ最モ満足スル所ニシテ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スル次第ナリ。

今ヤ皇國ノ興廢存亡ノ危急ニ際シ、帝國議會ニ於テ優渥ナル御勅語ヲ賜フ。一億國民恐懼感激措ク能ハザル所、我等ハ愈々憤激ヲ新タニシ、世界無比ノ國體ヲ護持シ、神聖ナル皇土ヲ防衛シ、速カニ暗雲ヲ拂拭シ以テ皇威ヲ世界ニ顯揚セザルベカラズ。戰局ハ益々緊迫化ヲ加ヘ、我等ハ大東亞ノ復興トアジア十億ノ民生ノ運命ヲ擔ヒテ正ニ最後ノ關頭ニ立ツニ至レリ。一切ヲ天皇ニ歸一シ奉ルハ我等皇國民ニノミ課セラレタル光榮アル至上命令ニシテ我等不動ノ信仰アリ。ソノ任務完遂ノ幽遠ニシテ高大ナルニ比スレバ、一身ヲ君國ニ捧グルハ尙易ク、コレゾ眞ニ死生ヲ超越セル悠久ノ大義ニシテ、七度生ル、モ尙足ラザル所ナリ。我等ハ一切ヲコノ嚴肅ナル現實ノ「今」ニ直瞰結集シテ、乾坤一擲ノ一大決戰ニノゾミ、我等自ラ神風トナリテ敵米英ヲ擊滅セン。モトヨリ明日アル生命ヲ賴マズ、皇